

# 時津中央第2土地区画整理事業だより NO.22

発行：時津町 建設部 区画整理課

TEL：095-882-2211

FAX：095-882-5648

E-mail：dai2kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp

## 【土地区画整理審議会委員任期終了に伴う選挙について】

時津中央第2土地区画整理審議会委員の方々が平成23年1月22日で5年の任期を終了することに伴い次の審議会委員を選出するための選挙を平成23年1月16日に行います。

土地区画整理審議会は、土地区画整理事業の実施に関して権利者の代表機関として、皆様の意思反映や事業の公正・中立を保つための大切な組織です。

選挙日程につきましては、下記のとおりですが、詳細につきましては「区画整理だより」で逐次お知らせします。

皆様のご協力をおねがいします。

## 【選挙日程について】

10月15日（金）	【選挙期日の公告】	
11月4日（木）	【選挙人名簿の作成基準日】	.....
11月8日（月）	【選挙人名簿縦覧開始】	} 選挙人名簿に関する 異議の申出期間（2週間）
11月21日（日）	【選挙人名簿縦覧終了】	
		この間借地権の申告受理を一時停止します。
12月6日（月）	【選挙人名簿確定の公告・選挙すべき委員の数の公告】	.....
12月7日（火）	【審議会委員立候補届け受付開始日】	
12月16日（木）	【審議会委員立候補届け受付終了日】	
12月17日（金）	【審議会委員候補者の氏名・住所の公告】	※審議会委員の候補者が定数を超えない場合は、選挙は行われません。
1月4日（火）	【選挙場並びに投票時間及び投票の日時の公告】	
1月16日（日）	【審議会委員選挙投票日】	
1月17日（月）	【当選人の公告】	

# 土地区画整理審議会の構成と役割

## 土地区画整理審議会とは？

土地区画整理審議会は、事業を進めていくうえで換地計画や仮換地指定など法律で定める事項を公正・中立な立場で審議していただくため組織されます。

### 【土地区画整理法第56条】

公共団体が行う土地区画整理事業では、地権者の意見や意向を事業に反映させるために、審議会の設置が義務付けられています。

## 審議会の主な役割はなに？

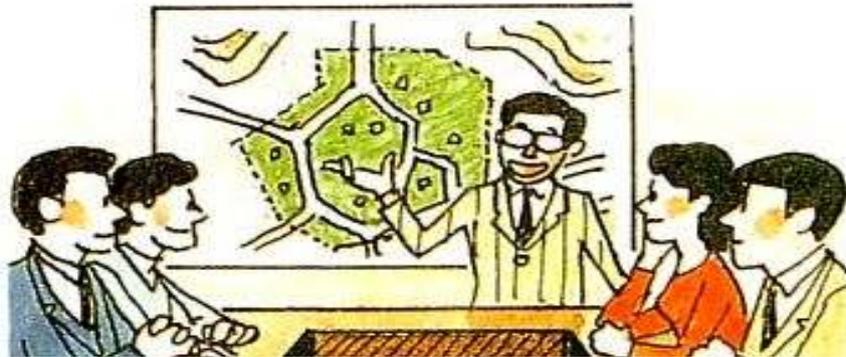
施行者（時津町）は、次のような事項について、審議会の同意あるいは意見を求めなければなりません。

### ★審議会の同意を要する事項（議決事項）

- ◎ 評価員の選任
- ◎ 小宅地の基準となる地積の決定
- ◎ 特別の宅地に関する措置

### ★審議会の意見を聴かなければならない事項（諮問事項）

- ◎ 換地計画の作成及び変更
- ◎ 換地計画に対する意見書の審査
- ◎ 仮換地の指定



## 審議会委員の構成は？

- ①委員の定数は、「10人」（権利者代表8人、学識経験者2人）
- ②権利者代表は、施行地区内の土地の所有者の代表（7名）及び借地権者の代表（1名）
- ③土地区画整理事業の経験や知識を有する学識経験者（町長が選任します）
- ④任期「5年」

## 【選挙権に関するお知らせ】

### (1) 「選挙権」と「被選挙権」

#### ● 「選挙権」

選挙権は、選挙を行う（投票する）ことができる権利で、事業施行地区内の土地の所有権や借地権をお持ちの方（法人を含む。）は1票の選挙権があります。

所有権をお持ちの方は、所有権者の代表を決定する選挙権、借地権をお持ちの方は、借地権者の代表を決める選挙権となります。両方権利をお持ちの方については、それぞれ1票ずつの権利が認められます。

#### ● 「被選挙権」

被選挙権は、審議会委員に立候補ができる権利で、選挙権をお持ちの方であればすべて被選挙権があります。ただし、「未成年者」、「成年被後見人又は被保佐人」、「禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人」については認められません。

また、土地の所有権と借地権の両方の権利をお持ちの方が審議会委員の候補者になるときは、いずれか一方の候補者にしかありません。

### (2) 「選挙人名簿」

#### ● 「選挙人名簿」

選挙人名簿は、選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日現在により作成することとされており、平成22年11月4日を作成基準日とします。

その後、期間を定めて（平成22年11月8日～11月21日）作成した名簿に記載漏れや誤りが無いか等を皆さんに確認していただく手続き（縦覧）を行った後、選挙人名簿を確定することになります。

### 【ご注意ください】

※ 審議会委員の選挙権や被選挙権を行使するため、権利関係の申告がお済みでないような方々は、選挙人名簿作成基準日の前日（11月3日）までに届出をしていただく必要があります。届出をされないと選挙権・被選挙権が認められないのでご注意ください。

☆未登記の借地権をお持ちの方で、まだ借地権の申告をされていない方（借地権申告書）

☆土地の名義が亡くなられた方のままで、まだ相続をされていない方（相続届出書）

☆共有名義の土地をお持ちの方で、代表者の届出をされていない方（代表者選任通知）